



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)
号外第57号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(3)(警務課).....	1
	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(4)(〃).....	4
	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(5)(交通企画課).....	7

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下本則において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下本則において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下本則において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下本則において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(警察県民課の所掌事務) 第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(6) 略 (7) <u>個人情報の保護に関すること。</u>	(警察県民課の所掌事務) 第3条の2 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(6) 略
(生活安全部の分課) 第6条の5 生活安全部に、次の5課及び自動車警ら隊	(生活安全部の分課) 第6条の5 生活安全部に、次の4課を置く。

を置く。

- 生活安全企画課
- 少年課
- 生活保安課
- 地域課
- 通信指令課

(地域課)

第6条の9 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(通信指令課)

第6条の10 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察通信指令に関すること。

(2) 緊急配備に関すること。

(3) 警察通信に関すること。

(自動車警ら隊)

第6条の11 自動車警ら隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警ら用無線自動車による警らに関すること。

(2) 事件事故等に対する初動措置に関すること。

(3) 各種犯罪の予防検挙に関すること。

(課等の内部組織の設置)

第16条 本部の課、監察官室、研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校(以下「課等」という。)の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。

2 略

(課長、監察官室長、所長及び隊長)

第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。

2 略

- 生活安全企画課
- 少年課
- 生活保安課
- 地域課

(地域課)

第6条の9 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)及び(2) 略

(3) 警ら用無線自動車の運用に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 警察通信指令に関すること。

(10) 警察通信に関すること。

(課等の内部組織の設置)

第16条 本部の課、監察官室、研究所、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び学校(以下「課等」という。)の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。

2 略

(課長、監察官室長、所長及び隊長)

第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、機動隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。

2 略

<p>(組織犯罪特別捜査隊)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>(警察署の幹部派出所、課及び係の設置)</p> <p>第23条 警察署の事務を分掌させるため、警察署に幹部派出所、課及び係を置くことができる。</p> <p>2 前項の幹部派出所、課及び係に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>	<p>(通信指令室)</p> <p>第21条の2 地域課に、通信指令室を附置する。</p> <p>2 通信指令室の位置は、鳥取市とする。</p> <p>3 通信指令室は、第6条の9第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4 通信指令室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>5 室長は、上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(組織犯罪特別捜査隊)</p> <p>第21条の3 略</p> <p>(警察署の課及び係の設置)</p> <p>第23条 警察署の事務を分掌させるため、警察署に課及び係を置くことができる。</p> <p>2 前項の課及び係に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(鳥取県警察教養規則の一部改正)

2 鳥取県警察教養規則(昭和30年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属長の責務)</p> <p>第5条 所属長(警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。)は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>	<p>(所属長の責務)</p> <p>第5条 所属長(警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署の長をいう。)は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

3 鳥取県警察国有物品管理規則(昭和40年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品供用員)</p> <p>第4条 本部の課、監察官室、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、</p>	<p>(物品供用員)</p> <p>第4条 本部の課、監察官室、科学捜査研究所、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察</p>

警察学校及び警察署に、物品供用員を置く。

- 2 物品供用員は、本部の課においては課長、監察官室においては監察官室長、科学捜査研究所においては所長、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 物品供用員は、その課、監察官室、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校又は警察署の物品供用に関する事務をそれぞれ行うものとする。

署に、物品供用員を置く。

- 2 物品供用員は、本部の課においては課長、監察官室においては監察官室長、科学捜査研究所においては所長、機動隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 物品供用員は、その課、監察官室、科学捜査研究所、機動隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校又は警察署の物品供用に関する事務をそれぞれ行うものとする。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表（以下「追加別表」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示並びに追加項及び追加別表を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区は、<u>別表第1のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>幹部派出所の名称、位置及び担当区は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>4 <u>警備派出所の名称、位置及び警備区は、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の交番<u>その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区等は、別表のとおりとする。</u></p>

別表第1(第2条関係)

交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表

警察署	名 称	位 置	所 管 区
鳥取県 鳥取警 察署	立川交番	鳥取市立川 町四丁目	鳥取市のうち上町、中町、 大榎町、庖丁人町、大工 町頭、御弓町、吉方町一 丁目、吉方町二丁目、吉 方温泉四丁目、立川町一 丁目、立川町二丁目、立 川町三丁目、立川町四丁 目、立川町五丁目、立川 町六丁目、立川町七丁目、 百谷、滝山、小西谷、卯 垣、卯垣一丁目、卯垣二 丁目、卯垣三丁目、卯垣 四丁目、卯垣五丁目、岩 倉、国府町稲葉丘一丁目、 国府町稲葉丘二丁目、国 府町稲葉丘三丁目、国府 町分上一丁目、国府町分 上二丁目、国府町分上三 丁目、国府町分上四丁目、 国府町新町一丁目、国府 町新町二丁目、国府町新 通り一丁目、国府町新通 り二丁目、国府町新通り 三丁目及び国府町新通り 四丁目
	略		
	雲山交番	鳥取市雲山	鳥取市のうち大覚寺、的 場、的場一丁目、的場二 丁目、的場三丁目、的場 四丁目、雲山、新、大杓、 正蓮寺、桜谷、東今在家、 面影一丁目及び面影二丁 目
略			
略			
鳥取県 智頭警 察署	河原駐在 所	鳥取市河原 町河原	鳥取市のうち河原町河原、 河原町渡一木、河原町谷 一木、河原町長瀬、河原 町鮎ヶ丘、河原町袋河原、 河原町布袋、河原町西巴 通寺、河原町稲常、河原 町山手、河原町郷原、河

別表(第2条関係)

警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
鳥取県 鳥取警 察署	立川交番	鳥取市立川 町四丁目	鳥取市のうち上町、中町、 大榎町、庖丁人町、大工 町頭、御弓町、吉方町一 丁目、吉方町二丁目、吉 方温泉四丁目、立川町一 丁目、立川町二丁目、立 川町三丁目、立川町四丁 目、立川町五丁目、立川 町六丁目、立川町七丁目、 百谷、滝山、小西谷、卯 垣、卯垣一丁目、卯垣二 丁目、卯垣三丁目、卯垣 四丁目、卯垣五丁目及び 岩倉並びに岩美郡国府町 のうち稲葉丘一丁目、稲 葉丘二丁目、稲葉丘三丁 目、分上一丁目、分上二 丁目、分上三丁目、分上 四丁目、新町一丁目、新 町二丁目、新通り一丁目、 新通り二丁目、新通り三 丁目及び新通り四丁目
	略		
	鳥取空港 警備派出 所	鳥取市湖山 町西四丁目	鳥取空港の区域
略			
略			
鳥取県 智頭警 察署	河原駐在 所	鳥取市河原 町河原	鳥取市のうち河原町河原、 河原町渡一木、河原町谷 一木、河原町長瀬、河原 町鮎ヶ丘、河原町袋河原、 河原町布袋、河原町稲常、 河原町山手、河原町郷原、 河原町三谷、河原町釜口、

			原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家及び河原町片山
略			
略			
鳥取県 米子警察署	略		
	大崎駐在所	米子市大崎	米子市のうち大崎及び葭津
	和田駐在所	米子市和田町	米子市のうち大篠津町及び和田町
略			
鳥取県 境港警察署	境港駅前交番	境港市大正町	境港市のうち外江町、芝町、清水町、西工業団地、昭和町、岬町、花町、東雲町、入船町、東本町、朝日町、相生町、中町、未広町、本町、栄町、日ノ出町、松ヶ枝町、京町、明治町、湊町、馬場崎町、大正町、弥生町、浜ノ町、米川町、蓮池町、潮見町、上道町、元町、中野町、福定町、竹内町及び竹内団地
略			
略			

			河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家及び河原町片山
略			
略			
鳥取県 米子警察署	略		
	大崎駐在所	米子市大崎	米子市のうち大崎、葭津及び大篠津町の一部(西日本旅客鉄道株式会社境線以西の区域に限る。)
	和田駐在所	米子市和田町	米子市のうち大篠津町の一部(西日本旅客鉄道株式会社境線以西の区域を除く。)
略			
鳥取県 境港警察署	境港駅前交番	境港市大正町	境港市のうち外江町、芝町、清水町、西工業団地、昭和町、岬町、花町、東雲町、入船町、東本町、朝日町、相生町、中町、未広町、本町、栄町、日ノ出町、松ヶ枝町、京町、明治町、湊町、馬場崎町、大正町、弥生町、浜ノ町、米川町、蓮池町、潮見町、上道町、元町、中野町、福定町、竹内町及び竹内団地
	空港警備派出所	境港市佐斐神町	美保飛行場の区域
略			
略			

別表第2(第2条関係)

幹部派出所の名称、位置及び担当区表

警察署	名称	位置	担当区
鳥取県 鳥取警察署	岩美幹部派出所	岩美郡岩美町	砂丘駐在所、岩井駐在所、浦富駐在所及び大谷駐在所の所管区
鳥取県 黒坂警察署	溝口幹部派出所	西伯郡伯耆町	大殿駐在所、番原駐在所、溝口駐在所及び江尾駐在所の所管区

別表第3(第2条関係)

警備派出所の名称、位置及び警備区表

警察署	名 称	位 置	警 備 区
鳥取県 鳥取警 察署	鳥取空港 警備派出 所	鳥取市湖山 町西四丁目	鳥取空港の区域
鳥取県 境港警 察署	米子空港 警備派出 所	境港市佐斐 神町	美保飛行場の区域

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第 5 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>（ 1 ） 略</p> <p>（ 2 ） 通行禁止（エからケまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの</p> <p>（ア）～（エ） 略</p> <p>（オ） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第 1 項に規定する児童相談所において重度の知的障害者と判定された者（以下「知的障害者」という。）の介護を行う者が当該知的障害者のため使用する車両（知的障害者 1 人につき 1 台</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <p>（ 1 ） 略</p> <p>（ 2 ） 通行禁止（エからケまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの</p> <p>（ア）～（エ） 略</p> <p>（オ） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所において重度の知的障害者と判定された者（以下「知的障害者」という。）の介護を行う者が当該知的障害者のため使用する車両（知的障害者 1 人につき 1 台に限</p>

に限る。)

(3)~(6) 略

別表第2(第7条の2関係)

路 線 名	区 間
略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目3-1から同市尚徳町101-5まで
鳥取市道湖山商栄線	鳥取市千代水四丁目39から同市千代水二丁目19まで
略	

別記様式第6号(第10条の4関係)

略

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。)提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

別記様式第9号(第19条関係)

略

備考 略

教示 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。)提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

る。)

(3)~(6) 略

別表第2(第7条の2関係)

路 線 名	区 間
略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目3-1から同市尚徳町101-5まで
略	

別記様式第6号(第10条の4関係)

略

別記様式第9号(第19条関係)

略

備考 略

教示 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県公安委員会に対して異議の申立てをすることができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。